

きくよう防災フェスタ2026企画運営業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本実施要領（以下「本要領」という。）は、「きくよう防災フェスタ2026企画運営業務委託（以下「本業務」という。）」について、本業務を実施するに当たり最も適した受託者を選定するため、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 業務名

きくよう防災フェスタ2026企画運営業務委託

(2) 業務内容

別紙「きくよう防災フェスタ2026企画運営業務 特記仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和8年11月30日まで

(4) 提案上限額（支払上限額）

4,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※受託候補者として特定後、契約締結に係る協議を行うため、提案上限額での契約を約束するものではない。

3 事務局

本プロポーザルに関する事務局を、菊陽町 総務部 危機管理防災課 防災安全係に置く。

所 在：〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800番地

電話 番号：096-232-2110

FAX 番号：096-232-2119

電子メール：bousai(at_mark)town.kikuyo.lg.jp

※迷惑メール防止対策です。(at_mark)を@に置き換えてください。

4 参加資格

プロポーザルに参加を希望する事業者は、次に掲げる要件の全てを満たしていること。なお、主たる業務の再委託は認めない。

(1) 菊陽町競争入札参加資格名簿に登録されている者であること。ただし、当該資格を有していない者であっても、参加手続き時に、本町が求める資格審査表（添付書類を含む。）を提出し、受理された場合は、参加資格を有するものとする。

(2) 熊本県内に本店、支店又は営業所を有していること。

- (3) 令和3年4月1日以降、受注した同種又は類似の業務の実績があること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び「菊陽町工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成8年要領第3号）」に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 菊陽町が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成22年菊陽町要綱第29号）第3条第1項各号の規定に該当しないこと。破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 提案者は、事業化に向け必要となる町その他の関係機関等との協議、調整などを適切に実施する能力を有し、諸条件に変更が生じた場合などにおいて柔軟な対応ができる者とする。
- (8) 菊陽町の承諾を得た場合に限り、本業務の一部を第三者に再委託することができるが、再委託先の行った作業の結果については、受託者が全責任を負うこととする。

5 日程（予定）

| 内容 | 実施日（実施予定日） |
|---------------------------|--------------------------|
| 公募開始 | 令和8年6月1日（月） |
| 参加表明書提出期間 | 令和8年6月1日（月）～令和8年6月19日（金） |
| 質疑受付期間 | 令和8年6月1日（月）～令和8年6月10日（水） |
| 資格審査表提出期限 ※本要領4参加資格（1） | 令和8年6月10日（水） |
| 質疑回答日 | 令和8年6月15日（月） |
| 企画提案書等提出期限及び参加表明書の取下げ期限 | 令和8年6月19日（金）17時まで必着 |
| プレゼンテーション順通知 | 令和8年6月24日（水） |
| プレゼンテーション審査 | 令和8年6月29日（月）午前10時開始予定 |
| 審査結果通知 | 令和8年7月上旬予定 |

※ただし、各実施日及び開始時間については、事務の都合等により変更の可能性あり

6 提案手続

(1) 参加意思の表明

①提案者は、令和8年6月19日（金）午後5時までに、7（1）で示す必要書類を次のURLから登録すること。

きくよう防災フェスタ2026企画運営業務委託受託者選定プロポーザル参加表明フォーム

<https://logoform.jp/form/X72Q/1528467>

きくよう防災フェスタ2026企画運営業務委託受託者選定プロポーザル企画提案書提出フォーム

<https://logoform.jp/form/X72Q/1528487>

なお、一度登録された企画提案書等の再提出は、期限内であれば可能とする。その場合、最後に提出されたものを正とし、提出済みのものとの組合せはできないものとする。

②本実施要領及び仕様書に質疑がある場合は、令和8年6月10日（水）午後5時までに事務局へ電子メールにて質問書（様式第6号）を提出すること。提出者名と業務名を記載し、箇条書きで記載すること。なお、質疑を提出する場合は、①のURLから参加表明書を質疑提出前に登録しておくこと。参加表明書のない質疑は受け付けない。質疑の回答は6月15日に質問回答書（様式第7号）にて行う。質疑回答後に参加を取り下げてもペナルティは発生しないこととするが、（様式第8号）辞退届に理由（「質疑回答〇番を満たせないため」等）を明記してメールで提出すること。

(2) プロポーザルの実施と採点方法

①プロポーザルの実施日時は、令和8年6月29日（月）午前10時から実施を予定しており、提案者ごとに時間を指定する。1者当たり説明30分、質疑15分以内とする。なお、急を要する事情その他の事情により、日程を変更する場合もある。

②応募者が5件以上あった場合は、⑥の採点基準に応じて、提案資料による一次審査を事務局にて実施し上位4者を選出することとし、その結果は令和8年6月24日（水）までに通知する。

③プレゼンテーションで利用する企画提案書は事前に提出したものとし、改変しないこと（PowerPoint や Keynote のアニメーションや動画は可）。

④プレゼンテーション当日の採点は、プロポーザル審査員を職員の中から選定し、選定された職員が行う。

⑤見積書による価格比較を行い、採点する。見積書の宛名は「菊陽町長 吉本孝寿」、件名は「きくよう防災フェスタ2026企画運営業務委託」とすること。

⑥採点基準は別表のとおり。

⑦パワーポイント等を使用する場合は、パソコンを持参すること。

※大型モニターとHDMIケーブルは貸与する。

(3) 結果は、事業者にもメール又は書面で通知する。

7 提出書類

(1) 6 (1) ①の必要書類は、次のとおり。

①プロポーザル参加申込書（様式第1号）

②会社概要（様式第2号）

③誓約書（様式第3号）

④業務実績調書（様式第4号）

※過去3年以内における自治体への実績から最大3件（九州内の自治体を優先して掲載すること）

⑤資格審査表（様式第5号）（本要領 4 参加資格（1）を満たさない場合）

⑥見積書（様式は任意だが、積算内訳が分かるようにしておくこと）

⑦企画提案書（様式は任意だが別紙「企画提案書作成要領」を参照し作成すること。PDF 又は MS Office 形式、表示・目次）

⑧納税証明書

(2) 留意事項

①業務実績は、元請として実施したものを対象とすること。

②記載した業務実績について、契約書写し（業務名と契約相手方が分かる部分）を提出すること（最大3件）。

8 提案者の失格

次の事項の一に該当した場合には、提案者を失格とする。

(1) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(2) 審査の公平性を害する行為があった場合

(3) 談合等の不正行為があった場合

(4) 参加意思の表明から契約締結の間に4に定める「提案者に必要な資格」を失った場合

9 留意事項

(1) 本提案に係る費用は、全て提案者の負担とする。

(2) 参加者は、実施要領等の内容や決定事項について、不明確、錯誤等による異議申立てを行うことはできない。

(3) 審査に対して異議申立てはできないこととし、選考方法、選考内容についての問合せにも応じないこととする。

(4) 提案に当たり、書類等の内容やシステムの著作権、特許権等、法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負うものとする。

(5) 提出された書類（提案書及び見積書等）は、返却しない。また、情報公開請求の対象としない。

(6) 参加者が1件だったことを理由とした再プロポーザルは実施しない。

(7) 不確定要素が多々ある中であっても、提案者の経験やノウハウを最大限活用し、具体的に実効性のある提案書を提出すること。

(8) 提出された提案書の内容は、契約を締結した際に提案者が責任をもって必ず履行できる内容とすること。

10 契約の方法等

(1) 仕様書は、本業務において必要とされる想定項目を示したものである。ただし、契約時における仕様書は、契約候補者の提案内容等に応じて仕様を変更することがある。

(2) 契約候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わないときは、その選定を取り消すとともに、次順位の提案者を契約候補者として選定の上、前項を準用し、契約を締結するものとする。

別表 評価項目及び配点等

| 区分 | 評価項目 | 評価内容 | 配点 |
|----------------------|--------------------|--|----|
| プレゼンテーション・デモンストレーション | ①企画内容の独自性・創造性 | イベントのテーマやコンセプトが新規性、独自性に富んでいるか。防災に対する意識や参加者の関心を引きつける要素があるか。 | 25 |
| | ②実行計画・運営体制 | 具体的な運営管理が明確で、運営体制がしっかりしているか。スタッフの役割分担が適切か。 | 15 |
| | ③見積金額と費用管理の妥当性 | 提案されている予算案が合理的で、費用対効果を考慮した適切な配分がなされているか。予算内で実現可能かどうか。 | 15 |
| | ④防災知識と教育効果の高いプログラム | 防災体験等の内容が効果的で、参加者にとって有益かつ実践的な学びを提供できるか。専門性が感じられるか。 | 25 |
| | ⑤参加者の安全管理・対策 | 参加者の安全を最優先に考えた運営がなされているか。緊急時の対応方法や安全管理体制が整っているか。 | 10 |
| | ⑥広報・集客活動の効果 | 参加者を集めるための広報活動が具体的で、効果的な集客戦略が示されているか。 | 10 |

※合計 100 点とする。